令和９年度帰国生徒等特別入学者選抜募集要項

鹿 児 島 県 立 加 治 木 工 業 高 等 学 校
所在地　鹿児島県姶良市加治木町新富町131番地
〒899-5211　TEL(0995) 62-3166

１　実施する理由

帰国生徒及び外国人生徒（以下「帰国生徒等」という。）の進路希望に応えることにより、個性ある生徒の入学を推進し特色ある学校づくりを推進するために行う。

２　募集枠

募集定員のうち若干名とする。

３　出願資格

次の(1)～(3)の出願資格を有する者で、ア、イに掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

(1)　令和９年３月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者

(2)　中学校等を卒業した者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

ア　原則として、外国における在住期間が継続して３年以上で、帰国又は来日後３年以内の者

イ　保護者が県内に居住しているもしくは令和９年４月８日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

４　出願期間

令和９年１月19日（火）から１月25日（月）正午（必着）まで

※ 受付時間は、締切日を除き、平日の午前８時30 分から午後４時30 分まで

５　出願手続及び留意事項

(1)　帰国生徒等特別入学者選抜により入学を志願する者（以下「帰国生徒等特別入学志願者」という。）は、出身中学校長を経て、本校校長に帰国生徒等入学願書（本校が様式１に基づき作成したもので、左上に 帰国生徒等 と朱書きされたもの）を提出しなければならない。

(2)　出願は、１人１校１学科に限る。

(3)　帰国生徒等特別入学志願者は、本校の定める帰国生徒等入学願書及び受検票に必要事項を記入すること。また、受検票には顔写真（縦４ｃｍ、横３ｃｍ、裏面に氏名及び中学校名を明記）を貼付し、出身中学校長に提出する。

(4)　入学検定料（2,200 円）の納入は、原則として「電子申請システム」によるオンライン納付（クレジットカード決済）とし、「納付完了通知書」を印刷したものを帰国生徒等入学願書に添付して提出する。また、クレジットカード決済が困難な場合の納付方法（①納入通知書又は②収入証紙）について、①の場合は、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙（様式１－２）に貼付し、帰国生徒等入学願書に添付する。②の場合は、帰国生徒等入学願書に貼付する。なお、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。

※　入学検定料の納付方法は、ＱＲコードから確認すること。

※「入学検定料」の納付方法について➡

(5)　出身中学校長は、本校校長に下記のすべての書類を出願期間内に提出するものとする。
ア　帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書（様式15、以下「適用申請書」という。）
イ　帰国生徒等入学願書（５(1)で提出を受けたもの。顔写真１枚を付ける。）
ウ　調査書（様式４－１）
エ　帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表(様式２－５)
※　アについて、日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。
※　最終学年が外国における現地校の場合、ウについては、成績証明書又はこれに代わるものとすることができる。
(6)　特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の帰国生徒等特別入学志願者は、自己申告書（様式20）を出身中学校長を経て、本校校長に提出することができる。
(7)　出身中学校長は、帰国生徒等特別入学志願者が身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出る。
(8)　出願者に対しては、「帰国生徒等特別入学者選抜受検票」を交付する。
(9)　提出された「帰国生徒等入学願書」に不正な記入があった場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

6　選抜

選抜は、調査書等の記録と本校で実施する面接、作文等の結果を総合して行う。

なお、調査書を活用するに当たっては、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことはない。また、学習評価の内容等の記載や諸活動の記録、指導上参考となる諸事項等の記録についても、生徒の状況等に応じ、当該記録が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることはない。

(1)　面接・作文

面接・作文は、帰国生徒等特別入学志願者全員に行う。

(2)　実施期日等
ア　期　日　　令和９年２月２日（火）
イ　場　所　　本校　会議室他
ウ　時　間　　午前９時から午後１時（予定）
エ　携行品　　受検票、筆記用具

7　選抜結果の通知及び発表等

(1)　入学者選抜の結果について、出身中学校長に対し、令和９年２月８日（月）に電話により連絡するとともに、帰国生徒等特別入学者選抜結果通知書及び帰国生徒等特別入学許可予定通知書を送付するものとし、入学志願者への結果の通知は、出身中学校長から行うものとする。
(2)　入学許可予定者として決定を受けた者は、令和９年２月12日（金）正午までに入学確約書(様式14)を本校校長宛て提出しなければならない。
(3)　入学許可予定者は、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
(4)　合格発表は、令和９年３月12日（金）午前11時以降、後日指定するホームページにおいて受検番号で発表する。
(5)　合格者は入学に関する説明を行うので、３月15日（月）正午に保護者同伴のうえ、筆記用具を持参し、本校体育館に集合すること。
(6)　選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続きにより出願することができる。

ア　本校の同一の学科へ志願する場合
　帰国生徒等特別入学者選抜受検票を、出願期間内に提出し、改めて受検票の交付を受ける。
イ　本校の受検した学科以外の学科へ志願する場合
　アの手続きをとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。
ウ　本校以外へ入学を志願する場合
　アの手続きをとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。

8　学力検査における帰国生徒等の特例措置

(1)　特例措置の概要

一般入学者選抜を受検する帰国生徒等が、次のいずれかに該当する者である場合で、本校校長が必要と認めるときは、学力検査の際に特例措置を受けることができる。

ア　中国引揚者等生徒で、帰国後小学校４年以上の学年に編入学した者
イ　海外勤務者帰国生徒で、海外の日本人学校又は補習授業校のない地に引き続き３年以上在留し、かつ、令和７年４月１日以降に帰国した者
ウ　外国籍を有する者の子で、中学校等又はこれに準ずる学校に編入学した者

(2)　申請手続等

ア　(1)の特例措置を受ける場合の手続は、次のとおりとする。
(ｱ)　出身中学校長は、原則、(1)の特例措置の必要があると認められる帰国生徒等が出願する前に、本校校長に、その旨を申し出る。
(ｲ)　本校校長は(ｱ)の申出を受けたときは、適用申請書（様式15）の提出期日について中学校長に連絡し、出身中学校長は、その期日までに適用申請書を本校校長に提出する。
(ｳ)　本校校長は、出身中学校長から提出を受けた適用申請書により特例措置の適否を審査し、その結果を出身中学校長及び県教育庁高校教育課長に文書（本校校長が定める様式）により通知する。
イ　ア(ｱ)の帰国生徒等が出願変更をした場合、本校校長は、変更先高等学校長に適用申請書を送付するものとする。

(3)　特例措置の内容

特例措置を受けた帰国生徒等の学力検査の実施に当たっては、次のとおりの措置をとるものとする。

ア　学力検査時間の延長
　日程を、「国語」は25分、それ以外の教科は15分延長する。
　特例措置を受けた場合の日程は、次のとおり。

			通常の試験の時間
３月３日（水）	10：00～11：15（75分間）	国語	〈10:00～10:50〉
	11：35～12：40（65分間）	理科	〈11:10～12:00〉
	13：40～14：45（65分間）	英語	〈13:00～13:50〉
	（聞き取りテスト12分間程度を含む。）		
３月４日（木）	9：40～10：45（65分間）	社会	〈 9:40～10:30〉
	11：05～12：10（65分間）	数学	〈10:50～11:40〉

イ　学力検査問題の漢字等のふり仮名
　学力検査問題の一部について、ふり仮名を付す。

(4)　選抜方法

特例措置を受けた帰国生徒等の選抜は、調査書や学力検査、生徒から提出があった場合は自己申告書のほか、出身中学校長からの適用申請書の内容に基づく海外在住時及び帰国後の学習や生活の状況等を考慮し、総合的に行う。

9　その他

(1)　入学願書及び受検票の郵送を希望する者は、宛名を明記した返信用封筒（切手を貼付）を同封して本校に請求すること。

(2)　遠方から入学される生徒向けの寮については、部屋数に限りがあり、希望に添えない場合もある。

寮費　月額53,000円（令和８年度実績）